

定 款

株式会社My do Mind



株式会社My do Mind 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社My do Mindと称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 旅行業法に基づく旅行業
2. 旅行業法に基づく旅行代理業
3. 旅行に関するサービスの調査、手配、企画、及び運営
4. スポーツ・宿泊・医療・社会教育等の各施設の経営・管理
5. トレッキングによる健康増進プログラムの提供
6. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
7. 飲食業
8. 前各号に関するコンサルティング業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、



若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の 3 日前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた



場合を除き、書面ですることを要しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもってその開催を決定し、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。



第4章 取締役

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 24 条 取締役が1名の場合は、その者を代表取締役とし、取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 26 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、あらかじめ公告して基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第6章 附 則



(設立に際して出資される財産の最低額)

第 28 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 150 万円とする。

(設立に際して発行する株式)

第 29 条 当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式 150 株とし、その発行価額は、1 株につき金 1 万円とする。

(最初の事業年度)

第 30 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和 3 年 8 月 31 日までとする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第 31 条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所、引受株式数は、次のとおりである。

山本訓弘 大阪市淀川区十三東四丁目 3 番 48 号

普通株式 135 株

金山順子 神戸市西区伊川谷町有瀬 165 番地の 105

普通株式 5 株

金山隆一 神戸市西区伊川谷町有瀬 165 番地の 105

普通株式 5 株

橋本裕之 東京都品川区平塚一丁目 7 番地 18 号 メゾンド星山 202

普通株式 5 株

(設立時役員)

第 32 条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 山本訓弘 大阪市淀川区十三東四丁目 3 番 48 号

設立時代表取締役 山本訓弘 大阪市淀川区十三東四丁目 3 番 48 号

(定款に定めのない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 Myd o M i n d 設立のため、発起人全員の代理人である司法書士 森高悠太が、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 9 月 10 日

発起人 山本訓弘 金山順子 金山隆一 橋本裕之

上記代理人 司法書士 森高 悠太





同一の情報の提供

提供の日付：令和2年10月9日

公証人：大島忠郁

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

請求対象の登簿管理番号：20-1201002902001885

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：大島忠郁

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一である。

前同日当公証人役場において。

大阪法務局所属

公証人 大島忠郁

